技能職員の勤務労働条件について(本交渉)

令和7年6月12日(木)

局 側:環境局総務部職員課長他

組合側:大阪市従業員労働組合市民生活支部 支部長他

(局 側)

それでは、ただ今から、大阪市従業員労働組合市民生活支部から自治労現業統一闘争に関する 要求について、申し入れをお受けする。

《組合側から局側へ要求書手交》

(組合側)

自治労は、2025 現業・公企統一闘争において、自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」をスローガンに掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしている。

市従は、組合員の生活と権利を守ることはもとより、市民福祉の向上と市民のための市政改革、 市政運営の発展に寄与することを第一義に、大きく変貌する時代に対応すべく「市民に必要とさ れる公共サービスの確立を図る取り組みを進めるとともに、引き続き市民・利用者が求める質の 高い公共サービスを提供していくため、さらなる現業職場活性化運動を邁進する」を目標に、16 項目の個別要求課題を掲げ、闘争を推進している。支部においても、これまで現業・公企統一闘 争と連動しながら、本部一総務局間での協議を踏まえ、支部一所属間で独自課題の解決に向け交 渉を行い、快適な職場環境づくりや組合員の不安や不満の解消に繋げてきた。近年、全国各地で 想定を超える大規模自然災害が頻発する中、大阪市では「大阪市地域防災計画」や「大阪市地域 防災アクションプラン」を設定し、防災・減災対策を推進しており、昨年3月に「新・市政改革プ ラン」が公表され、新たな行政課題として、自然災害の多発化や災害の激甚化等への対応の必要 性についても言及をしている。昨年1月1日に発生した「能登半島地震」では、全国の自治体職 員が支援をおこなってきたが、こうした自然災害が発生した際、市民の命と財産を守り、安全で 安心な暮らしをより早く取り戻すことは、行政や基礎自治体としての最大の責務である。近年多 発する大規模自然災害に強い基礎自治体としての基盤強化をはかるためにも「直営体制」を基本 に、質の高い公共サービスの提供を行うことはもとより、市民の暮らしを守ることができるまち づくりに向けた業務執行体制を構築するよう強く求めておく。また、委託化・効率化に関わって は、物価高や人件費の高騰などの影響を受け人員不足が続いており、公務労働においても新規採 用の受験者数減少や会計年度任用職員が入らないなどの状況も見受けられる。また、民間委託業 者の不祥事によって業務が滞る事態も起こっている。総務省は、委託した業務の責任は行政に帰

属するとして、委託先の破産等で業務が滞った場合などでも適切に業務の執行管理をする必要が あるとしているが、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するという責務を果たすこと が前提であり、自治体が自主的に民間委託か直営か判断するべきとしている。物価高や人件費の 高騰により、委託費が増大していく中、民間委託が必ずしも効果的・効率的な手段になり得ない とともに、業務が滞った場合に行政としてフォローできる体制は不可欠である。改めて、安定的 な公共サービスを提供できる直営体制の重要性を認識するとともに、人財確保へ向けた取り組み を進めるよう求めておく。大阪市では、技能職員について、将来にわたって直営が必要となる部 門においては採用を継続しつつも、職員数を適宜精査し、委託化・効率化を図りながら削減を進 めるとしており、それに基づき環境局として将来設計が示されてきたところである。業務規模の 縮小や職員数が減少していくことが見込まれるが、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに 向け、より一層、現業管理体制としての役割が重要となってくることから、さらなる市民サービ スの向上を図っていくためにも、職場実態に応じた配置を要請しておく。組合員は、継続された 採用凍結、退職・任用替え等による要員不補充により、限られた人員で質の高い公共サービスの 提供に努めている。各職場では、厳しい状況下で業務を遂行している事態であり、局として、そ うした組合員の日々の努力をしっかりと受け止めるべきである。また、あらゆる有事も踏まえ、 今後もより一層充実した公共サービスを提供するためには、適正な要員配置、職場環境整備を図 ることはもとより、今回申し入れた現場組合員の勤務労働条件や労働安全衛生、被服の課題等に ついて、局として要求項目の実現にむけ、誠意を持って対応するよう求めておく。

(局 側)

ただ今、支部長から「自治労現業統一闘争に関する要求書」を受けたところであり、各要求項目の具体的な回答については、内容を精査のうえ、後日の回答とし、私からは、現時点での当局の認識についてお示しする。

当局では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざすために、「大阪市環境基本条例」及び「大阪市環境基本計画」に基づき、環境の保全と創造に資するさまざまな施策に取り組んでいるところである。こうした環境行政の円滑な推進には、職員がこれまでの日常業務で積み上げてきた高い意識と自覚、職員としての使命感と努力を胸に、各現場の第一線において日々、業務に励んでいただいているからであると考えており、改めて感謝申し上げる。

本市では、厳しい財政状況のもと、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取り組みを行ってきた。昨年3月に策定された「新・市政改革プラン」においても、取組方針の1つとして、持続可能な行財政基盤の構築を掲げ、行政資源の管理の徹底により、今後の社会経済情勢の変化、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる持続可能な行財政基盤の構築を図り、引き続き、人員マネジメントの推進等に取り組むこととしている。一方で、「今後の財政収支概算(粗い試算)[2025年(令和7年)2月版]」では、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増、また、令和6年度の給与改定による人件費の増などにより、試算期間

を通して収支不足が生じる見込みとなっている。こうした状況の中、質の高い公共サービスを維持し、更に向上させていくためには、より効果的、効率的な事業運営となるよう徹底した見直しを行っていくことが必要であり、職員の勤務労働条件に係る事項については、引き続き、貴支部と協議を行いたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

(組合側)

ただいま職員課長から、現時点での取り巻く状況や考え方などについて、認識が示された。その中で、支部として今年度の課題について申し添えておく。

事業見直しにおいては、この間労働組合と意見交換をおこない事業の収束化が示されてきたところである。今後の事業のあり方についても、労働組合との意見交換をおこなうよう求めておくとともに、組合員の勤務労働条件に関わる事項が発生する場合については、十分な交渉・協議をおこなうよう要請しておく。さらに、業務実態に応じた現業管理体制の構築については、事業見直しを踏まえたうえで、より効率的・効果的な業務執行体制の構築が必要となることから、市民の安全・安心を踏まえた適正な要員配置をおこなうよう求める。また、この6月から、改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化された。そのことを踏まえ、十分に職員の安全配慮に向けて、取り組み強化を行うよう要請しておく。

(局側)

今後も事業を進めるにあたり、職員の勤務労働条件に係る事項については、貴支部と協議を行いたいと考えているので、よろしくお願いしたい。この間、特に夏場において、想像を超える酷暑が続き、現場での業務は過酷さが年々増していることから、熱中症予防対策については職員が安全に業務に従事いただく上で非常に重要な事項であると認識しており、職員への注意喚起、意識啓発に加え、効果的な熱中症予防対策用品の調査・検討など、引き続き取り組みを進めたい。また、業務実態に応じた現業管理体制の構築についても、事業見直しを踏まえ必要性を精査した上で、適正な配置となるよう努めたい。いずれにしても、本日受けた要求書の内容については、交渉事項となる項目について確認し、改めて回答したいと考えているので、よろしくお願いしたい。

以上をもって、大阪市従業員労働組合市民生活支部からの自治労現業統一闘争に関する要求に ついての申し入れにかかる交渉を終了する。